

[事案 27-124] 損害賠償請求

・平成 28 年 5 月 2 日 和解成立

<事案の概要>

契約時、他社の生命保険契約（以下、他社保険）と同じ保障内容を要望したにも関わらず、他社保険で保障されていた疾患が乗換後契約では保障対象とされていなかったことから、他社保険であれば支払われたであろう給付金相当額とその延滞金および慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 5 月に乗換契約した生前給付保険および総合医療保険について、以下の理由により、他社保険であれば支払われたであろう給付金相当額とその延滞金および慰謝料の支払いをしてほしい。

- (1) 他社保険と同じ保障内容を要望した上で乗換えた後、子宮頸部上皮内がんと診断されたが、他社保険で保障対象であった上皮内がんが、乗換後契約では保障対象でなかったため、給付金を受け取ることができなかった。
- (2) 申込前に、子宮がん検診を受けたことを募集人に伝えていたので、募集人から検診結果が判明するまで申込を待つようにとの助言があれば、他社保険を解約せずに給付金を受け取ることができ、募集人の勧誘が不適切であった。
- (3) 約款を受け取っていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人より、女性疾病について他社保険と同じようにカバーしてほしいとの要望を受けたが、面談の中で、申立人の保障ニーズを確認した上で本契約を提案しており、上皮内がんが保障対象外になることの説明もしている。
- (2) 募集人は、申込前に申立人が子宮がん検診を受けたことは聞いていない。
- (3) ご契約のしおり・約款（CD-ROM版）は申込時に交付している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不十分な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および申立人配偶者と募集人に対して事情聴取を行なった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、他社保険であれば支払われたであろう給付金相当額とその延滞金および慰謝料の支払いは認められないが、募集人は、申立人より女性疾病については他社保険と同じようにカバーしてほしいとの要望を受けたことは認めており、保険会社には、上皮内がんを保障対象とする特約ラインアップがあったことから、募集人としては、他社保険の内容との対比において、他社保険において保障されていた「上皮内がん」について、同様の保障を希望するか否かを確認するなど丁寧に説明することが望ましかったといえる。そのため、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって

解決した。